

答申第94号

答 申

1 審査会の結論

令和6年10月3日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同月16日付けで行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

- (1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、令和6年10月3日付けで本件開示請求を行った。本件開示請求の内容を要約すると、以下のとおりとなる。

令和6年3月12日に行った、給油所の作業場（自動車整備場）をシートカバー等の洗濯乾燥場及び飲食物の販売サービスを提供する施設とすることが可能かという相談（以下「事前相談①」という。）に対する許可可能とした回答と、同年6月20日に行った、給油所の監視棟にランドリー施設を付帯施設として設けることは可能であるかという相談（以下「事前相談②」という。）に対する立地不可能とする回答について、判断が分かれた理由がわかる公文書、事前相談①と事前相談②の審査過程及び回答指針を決定するまでの判断過程がわかるすべての公文書、事前相談①と事前相談②に対する回答に差別がないこととなる証拠となる公文書

- (2) 実施機関は、本件開示請求について、公文書を開示しない理由を次のとおり記載し、令和6年10月16日付けで本件処分を行った。

本件請求については、公文書として作成及び取得していないため不存在。

- (3) 審査請求人は、令和7年1月21日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の理由

審査請求書には多岐にわたる事項が記載されているが、要約すると以下の3点になる。

まず、(1)事前相談①と事前相談②は同旨の計画であるのに、事前相談①は許可可能、事前相談②は許可できないとする明確な理由がないことから、事前相談①と事前相談②の判断が分かれた論理的理由が説明出来る基準等を開示すべきこと、次に(2)事前相談①が過去に誤った判断を行い、そのことに対する「負い目」があることを理由に許可可能としたのならば、携わった職員を懲戒処分し、事前相談②についても許可可能とすべきこと、そして(3)間違った公務を行ったのであれば、自身が過去に受けたように、説明を行うべきこと。

4 実施機関の不開示理由説明

開発を許可するか否かは法の規定に適合しているか否かで判断されるものである。そして、開発に係る計画が法の規定に適合しているか否かは、事業内容、建物の立地、面積、間取り及び外観などから総合的に判断する。そのため、内容が類似した計画でも、建築物の立地や間取りが異なれば可否の判断は異なる。

事前相談①は、市街化調整区域のガソリンスタンドにおいて、新たなサービスとして洗濯施設を設置する計画に関する相談であった。しかし、提出された資料が詳細なものではなかったため、詳細の平面図の提出を求めたところ、作成していないとのことであった。そこで、提出された資料に基づき、既存のガソリンスタンド施設と一体不可分の施設とみなせるものであれば許可できるとの条件付きで回答を口頭にて行った。

一方、事前相談②は、事前相談①とは異なる場所について、開発許可の可否に関する相談であった。相談時に改修後の詳細な平面図が添付されており、当該平面図に基づいて室内で協議したところ、ガソリンスタンド建物内にコインランドリーが併設されるものであると確認された。コインランドリーはガソリンスタンドの付帯施設として一体不可分とは認められないため、都市計画法上許可することはできない旨回答した。

実施機関としては、詳細図のない事前相談①と詳細な平面図を添付された事前相談②というそもそも別個の相談に対し、法に適合するか否かを個別具体的に判断したものである。そのため、特定の2件のみを比較して判断の差異を説明する文書や差別をしていない証明となるような文書は公文書として作成及び取得しているものではないため、本件処分に至ったものである。

なお、審査請求人に対して、本件開示請求に対する開示文書として、事前

相談②の相談調査票を求めているかを確認したところ、対象文書ではない旨の回答も得ている。

5 審査会の判断

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号。）第8条第1項の規定により、審査請求人から提出された意見書を見分するとともに、同条例第7条第1項の規定に基づき、審査請求人及び実施機関から口頭による意見陳述を聴取した上で、本件処分の妥当性について検討した。

(1) 審査請求人の意見要旨

本件審査請求において、審査請求人の主張の核心は、事前相談①に対する回答と事前相談②に対する回答における判断が異なる点にある。それぞれの相談が類似しているにもかかわらず、それぞれの相談調査票の内容だけでは判断の理由が明らかではないため、基準となるものを求めているものと考えられる。

(2) 実施機関の意見要旨

実施機関における説明によると、事前相談①及び事前相談②について、判断が分かれた理由は一体利用か独立店舗かという計画内容に差異があったため、それぞれ個別の事案として法への適合性を個別に判断したことによる。よって、存在する文書としては個別の相談調査票のみであり、判断が分かれた基準というものは存在しない。

(3) 当審査会の判断

事前相談①と事前相談②について、各図面を見比べれば、実施機関が説明したとおり、一体利用か独立店舗かという点において計画内容に違いがあることは理解できる。また、担当者は、相談調査票の作成に当たり、協議中のメモ等を作成することがあるが、最終的な回答案の作成後に当該メモを破棄しており、各相談に関して他の書類が作成された形跡も見当たらず、この点に関する実施機関の説明に不自然な点はない。加えて、本審査会は、公文書の開示の是非を判断する場であり、存在しない説明文書を新たに作成させて開示させることまではできない。

求めている文書が存在していない以上、公文書として作成及び取得しておらず不存在としたことは妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

(4) 実施機関に対する審査会からの付言

本件は、令和7年1月21日の審査請求から同年9月17日の諮問まで約8か月を要している。比較的単純な事案であると考えられるにもかかわらず、実施機関に説明を求めてもここまで時間を要した理由は判然としない。

審査請求人からも遅延に対する不満が述べられており、行政手続としてあまりにも長期間を要している印象を受ける。他の案件との兼ね合いや事務量などの事情はあるにせよ、事務処理は可能な限り速やかに行われることが求められる。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年9月17日	諮問書の受付
令和8年2月20日	諮問案件の審議、審査請求人及び実施機関からの口頭意見陳述
令和8年6月9日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	伊 藤 仁
副会長	松 田 典 子
委 員	千 田 良 仁
委 員	山 本 敦 子